

土地区画整理事業特別会計〔都市建設部 都市整備課 所管〕

1. 概要

「沓掛神明地区」は市街化区域内にありながら農業的土地利用が中心であり、その一部は耕作放棄等による荒地となっている。また、平成29年2月、本地区南側1kmの地点に圏央道坂東インターチェンジが開設されたことによる交通利便性の向上を活用するための各種事業が進展し、それに伴い就業者の住宅需要が高まることが想定される。その住宅需要を見据え、公共用地の整備改善を行い、良好な住宅市街地の形成を図るものである。

2. 歳入の状況

(単位：千円、%)

款	項	平成30年度		平成29年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 繰入金	他会計繰入金	11,200	100.0	37,199	80.7	△25,999	△69.9
×	諸収入	0	0.0	1	0.0	△1	皆減
×	市債	0	0.0	8,900	19.3	△8,900	皆減
	歳入合計	11,200	100.0	46,100	100.0	△34,900	△75.7

3. 歳出の状況

(単位：千円、%)

款	項	平成30年度		平成29年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 区画整理事業費	区画整理事業費	11,200	100.0	46,100	100.0	△34,900	△75.7
	歳出合計	11,200	100.0	46,100	100.0	△34,900	△75.7

○区画整理に要する経費(01010201) 3,957千円(37,931千円) 予算書P329

〈一財：3,957千円〉

(目的及び期待する効果)

健全で良好な住宅市街地の形成を目的とし、土地利用の向上が図られ、良好な市街地の整備に寄与する。

(内容)

「沓掛神明地区土地区画整理事業」について、平成30年度は、都市計画図書作成事業及び事業計画図書作成業務を行い、事業認可に必要な資料を作成し、事業認可を得ることを予定している。